お客様 各位

ハナ信用組合

当組合におけるインボイス制度への対応について

平素は、当組合をご愛顧・ご利用いただきまして、厚く御礼申し上げます。

当組合は、2023 年 10 月 1 日からの「適格請求書等保存方式(通称【インボイス制度】)」開始に伴い、「適格請求書発行事業者」として登録を受けております。

つきましては、当組合の適格請求書発行事業者登録番号、及び、各種手数料に係るインボイスの発行について、下記のように取扱いますのでお知らせいたします。

今後とも皆様のお役に立つ信用組合を目指し、より一層のサービス向上に努めてまいる所存でございますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

1. 適格請求書発行事業者登録番号

ハナ信用組合: T4011005001243

2. インボイスの発行について

手数料、書類名	対応内容
ATM での取引に係る手数料	「3 万円未満の自動販売機、自動サービス機における
	取引」に該当し、適格請求書の交付義務が免除される
	為、インボイスの発行はいたしません。
振込依頼書	インボイス対応新様式を使用
総合振込依頼書	インボイス対応新様式を使用
インターネットバンキング振込手数料	 当組合所定の依頼書をお届出いただくことにより定期
定額自動送金振込手数料	
継続発行残高証明書発行手数料	的に、又は、都度インボイスを発行します。
両替手数料・両替配金手数料請求書	インボイス対応新様式を使用
その他手数料領収書	インボイス対応新様式を使用

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問合せください

以上